

愛媛県立内子高等学校
いじめ防止基本方針

平成30年2月

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響を与えるのみならず、生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、生徒が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの防止及びいじめの早期発見に取り組むとともに、愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめを認知した場合に適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

ア いじめは絶対に許されない。

イ いじめはいじめる側が悪い。

ウ いじめは、どの生徒にも、どの学校においても、どんな場面においても起こり得る。

エ いじめの未然防止といじめが発生した場合の解決は、学校・教職員の重要な課題である。

(3) いじめの構造

ア 被害者（いじめられる者）

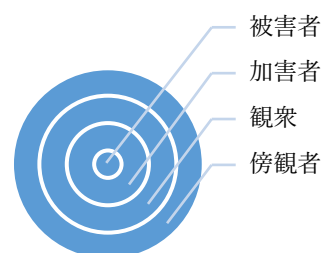
イ 加害者（直接いじめる者）

ウ 観衆（是認する者）

いじめを面白がって見たり、はやし立てたりする者

エ 傍観者（黙認する者）

いじめを認識していながら、見て見ぬふりをする者



(4) 具体的ないじめの態様

いじめの状況の具体例には、以下のものなどが考えられる。

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめの防止と早期発見のための日常の指導体制を別紙1の通りとする。

※別紙1「日常の指導体制（未然防止・早期発見）」

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を別紙2の通りとする。

※別紙2「いじめへの組織的対応」

3 いじめの防止

いじめ問題への対応では、いじめはどの子どもにも起こりうることを踏まえ、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては、教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 授業の充実

ア 学びに意欲的に向かう集団づくり

イ コミュニケーション能力、規範意識、帰属意識のある集団づくり

(2) 特別活動、道德教育の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり

イ ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

定期的な面接の実施

(4) 人権教育の充実

ア 人権感覚の育成、人権意識の高揚

イ 講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

関連科目の授業における情報モラルの確立

(6) 保護者、地域との連携

ア 学校いじめ防止基本方針等の周知

イ 保護者懇談会、学校公開の実施

4 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) 本人の訴え

本人の訴えが少ないことの理由として、「仕返しを恐れる」「自尊心が傷つく」ということが考えられる。思春期には、自分自身に対する誇りが育ち、いじめられている自分は情けない存在だと考えたり、親しい相手であればこそ、そうした自分の情けなさを訴えることができなかつたり、また、心配をかけたくないと思ったりする。

本人から訴えがあった場合は、まず、打ち明けた勇気をたたえ、信頼して打ち明けてくれて嬉しい、という教師側の気持ちを伝える。そして、その生徒がチクッたとしてより一層いじめられることのないよう、十分な配慮が必要である。

(2) 教師の気付き

ア 日常の観察を通して、小さな兆候にも気付くよう努める。

(イ) 積極的に生徒の中に入り、個別の触れ合いを多くする。

(イ) 昼休みや放課後等に学校内外を巡視する。

※別紙3「“学校における”いじめ発見のチェックポイント」を活用し、生徒の変化を発見する。

イ 教職員間の情報交換を密にする。

(ア) 職員会議、学年会等での情報交換を密にする。

(イ) 保健室利用状況を把握する。

ウ 生徒及び保護者が相談しやすい雰囲気や体制を作る。

エ 家庭との連携を密にする。

保護者に、子どもの行動や表情から「おかしい」と感じたときは、すぐに連絡してもらおうよう依頼する。

※別紙4「“家庭における”いじめ発見のチェックポイント」を活用し、生徒の変化を発見する。

オ アンケート調査を実施する。(各学期1回及び必要に応じて)

(3) 情報提供

他者(子どもであっても保護者であっても)から連絡があった場合は、連絡をした者が報復を受けないよう、情報源を明らかにしないという十分な配慮が必要である。

5 いじめへの対応

いじめの解決に関しては、生徒(被害者、加害者、観衆、傍観者)、保護者への対応が必要である。

(1) 基本的姿勢

ア いじめは人権侵害であるとの認識で臨む。

いじめは、どんな理由があろうと、またどのような手段によるものであろうと、いじめられる者の身体、名誉、人格を傷つけ、その人権を侵害するものである。また、いじめる者の立場で考えると、人権尊重意識の大きな立ち後れ(相手の痛みを理解する心の欠如)が見られる。さらに、観衆や傍観者については、人権意識の未熟さが認められる。

イ 事実関係を正確に把握する。

いじめの内容、被害者と加害者に関する情報(校内での生活状況、出欠状況、家族構成や養育態度など)、動機や背景、交友関係や集団の構造、他の問題行動との関連などを正確に把握する。

ウ 組織的に取り組む。

担当教員だけで抱え込まず、学年全体、学校全体などの組織としての共通理解と取組が必要である。そのためには、いじめの兆候を察知した教員が、周りに相談しやすい学校の雰囲気が必要である。

エ 指導を中途半端で終わらせない。

表面的な指導で終わってしまうと、いじめが潜行し、見えにくくなる。

(2) 被害者に対する支援

ア 信頼感を与えた上で共感的に話を聴き、状況や気持ちを理解する。

イ 本人の申し出による発覚の場合は、その勇気をたたえる。

ウ 「いじめられる側にも問題がある」との認識を絶対に持たない。

エ 「被害者を守り抜く」という姿勢を伝える。

オ 解決法については、本人の同意を求める。

カ 今後の対策について共に考える。

(3) 加害者に対する指導と支援

- ア 生徒が心を開くような環境で話を聴く。
- イ 厳しく叱る必要がある場合でも、感情的にならない。
- ウ いじめているという認識があるかどうか見極める。
- エ 金銭が絡んだり暴力が見られたりする場合は、犯罪になることを理解させる。
- オ いじめられた者のつらさや悲しさを理解させる。
- カ いじめは絶対に許されないことを十分に理解させる。
- キ 今後の生き方を考えさせる。

(4) 観衆、傍観者に対する指導と支援

- ア 観衆や傍観者がいじめを側面から支援していることに気付かせる。
- イ 観衆たちの果たした役割が、いじめそのものであることを自覚させる。また、見て見ぬ振りをするのが、いじめを助長し、いじめを支援していることに気付かせる。
- ウ 困ったときに助けられたり励まされたりしたときの、嬉しさや心強さに気付かせる。
- エ 得た情報は、勇気を持って、早く教師や保護者に伝えるよう指導する。

(5) 被害者の保護者に対して

- ア 自分の子どもが「いじめ」の被害にあっていたということを知ったときの保護者の気持ちに配慮する。
- イ 学校や教師に対して抗議するような内容についても、保護者の立場に立って、保護者の心情を共感的に理解するよう努める。また、学校の対応で不適切な点については、誠意を持って謝罪する。保護者の訴えに耳を傾けることが、以後の連携を円滑にする。
- ウ いじめの事実関係の説明をしたあと、それについての学校側の具体的な対応について伝える。

(6) 加害者の保護者に対して

- ア 自分の子どもが「いじめ」の加害者であると知ったときの保護者の気持ち（我が子を責める気持ち、自責の念など）に配慮する。学校からの呼び出しは、それだけで気が重いものである。このような保護者の心情を十分にふまえる。
- イ 落ち着いた雰囲気の中で、事実関係を正確に伝える。その時点までに明らかになったことのみを伝え、憶測で話したり、問題とは関係のない日常の様子にまで話を広げたりすることのないように留意する。
- ウ 被害生徒及び保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方について、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。この中で、子どもへの対応については、「いじめは絶対に許されないこと」という基本姿勢を示しながら、本人の立ち直りを支援するという視点を持つ。

6 インターネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話などのインターネット上で、特定の生徒に対して悪口を書いたり、特定の生徒の誹謗中傷や個人情報をも不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をしたりすることである。

(2) インターネット上のいじめの防止

ア 保護者への啓発

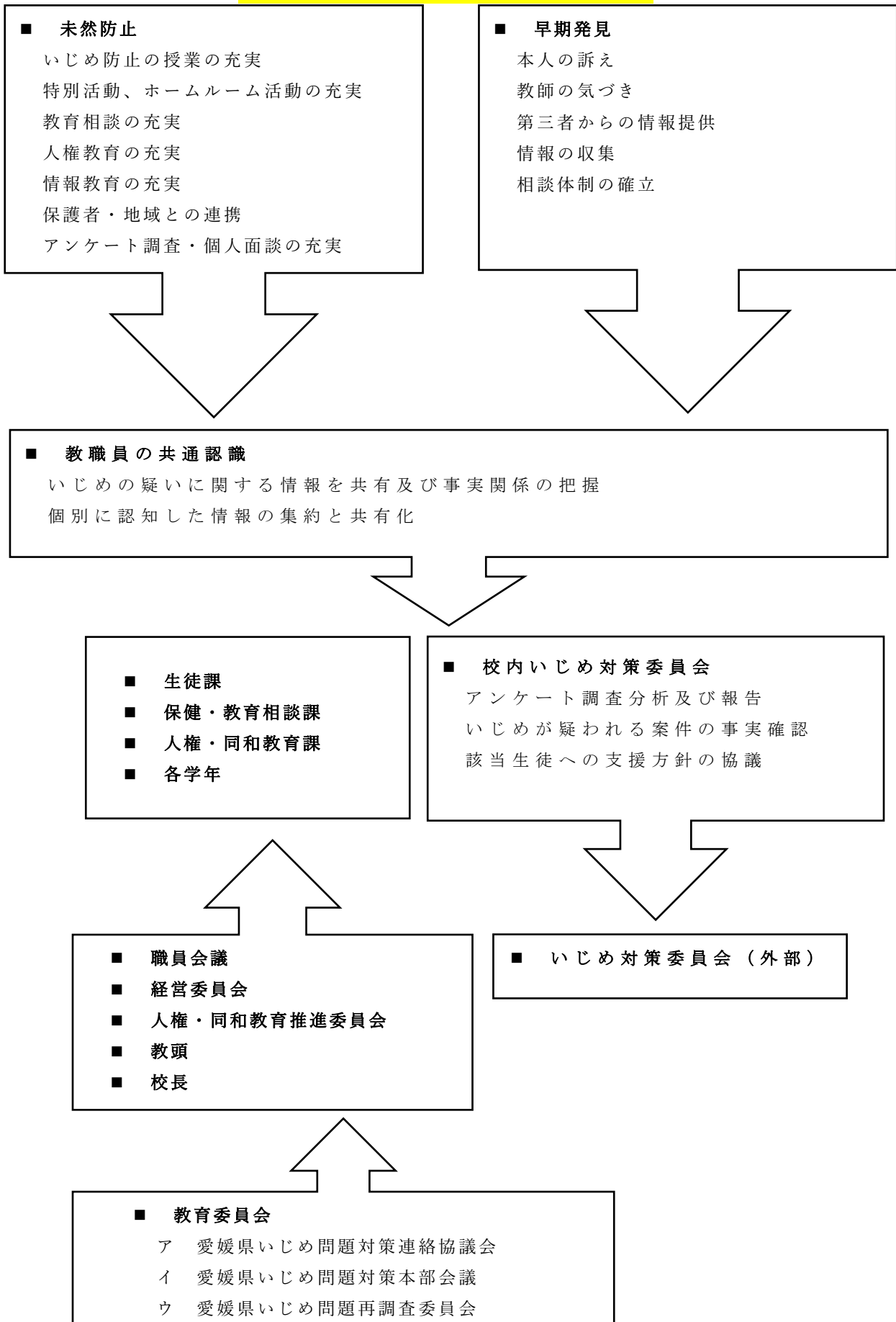
(ア) フィルタリング

- (イ) 保護者の管理責任
- イ 情報教育の充実
 - 関連科目の授業における情報モラルの確立
- ウ ネット社会における防犯についての講話の実施
- (3) インターネット上のいじめの把握
 - ア 被害者からの訴え
 - イ 閲覧者からの情報
- (4) インターネット上のいじめへの対処
 - ア 状況の確認
 - イ データの保存と記録
 - ウ 関係機関への報告、相談、協力依頼
 - エ いじめへの対応

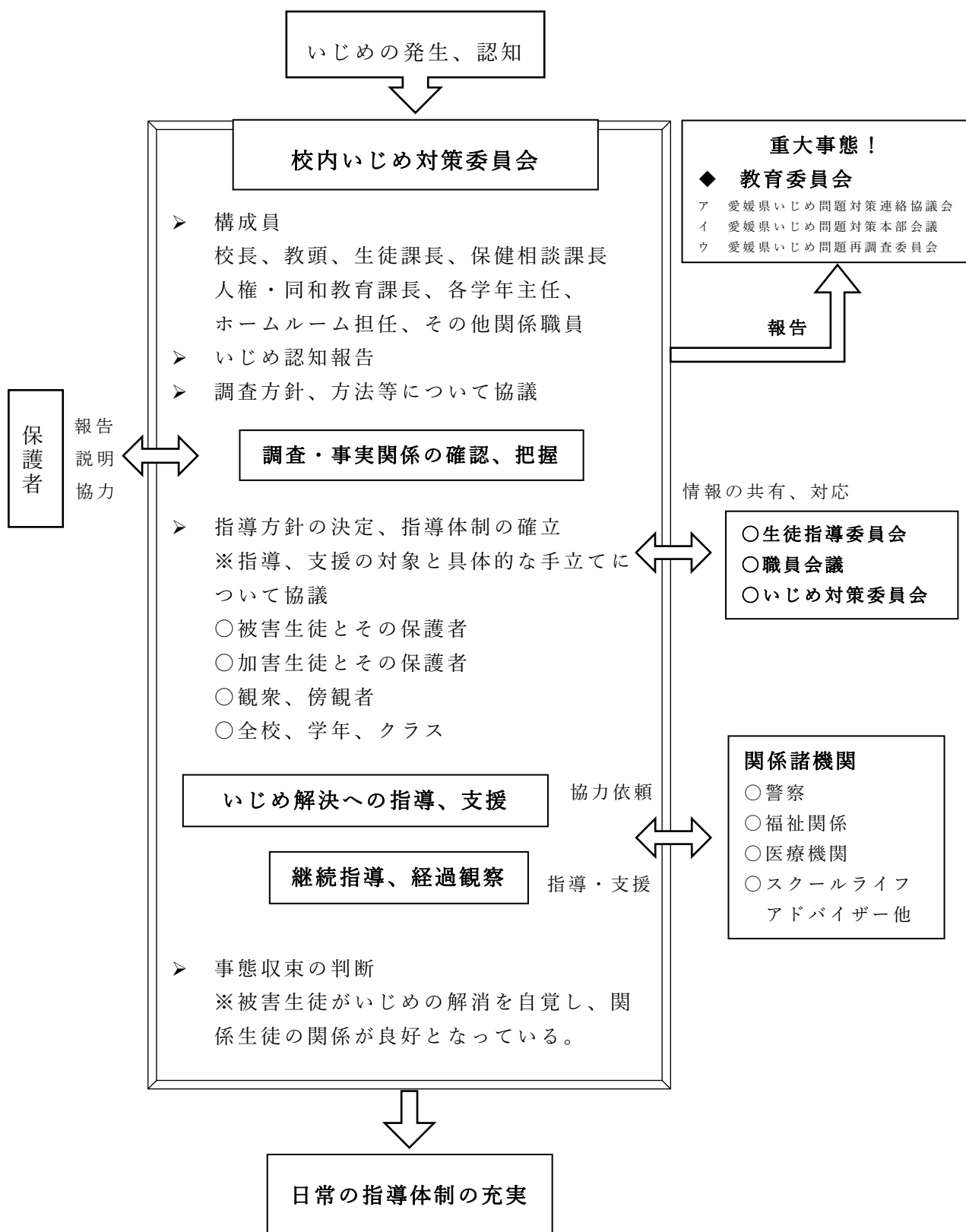
7 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの
 - (ア) 生徒が自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
 - イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるもの
 - (ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - (イ) 一定期間連続して欠席している場合
- (2) 重大事態時の報告と調査への協力
 - 学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

日常の指導体制（未然防止、早期発見）



いじめへの組織的対応



※いじめ解消後も継続的に指導する必要がある。

“学校における“いじめ発見のチェックポイント

項 目	観察の視点（特に、変化のあったときに注目する）
ショート ホームルーム	☐ 欠席・遅刻・早退が増える。 ☐ 表情がさえず、うつ向きかげんである。
授 業	☐ 用具・机・いすが散乱している。 ☐ 涙を流した気配が感じられる。 ☐ 忘れ物が多くなる。 ☐ グループ分けで孤立しがちである。 ☐ 正しい答えを冷やかされる。 ☐ ※不まじめな態度で授業を受ける。 ☐ ※テストを白紙で出す。 ☐ 一人だけ遅れて入室する。 ☐ 席を替えられている。 ☐ 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える。 ☐ ひどいあだ名で呼ばれる。 ☐ 失敗するとこの時とばかりに笑われる。 ☐ ※ふざけた質問をする。
休憩時間	☐ 用もないのに保健室や職員室によく来る。 ☐ 通行を邪魔されたり、そばを通ると避けられたりする。 ☐ 遊びの中で孤立しがちになる。 ☐ プロレスごっこで負ける役が多い。 ☐ ※大声で歌を歌う。 ☐ ※仲良しでない者とトイレに行く。
清 掃	☐ ※さぼることが多くなる。 ☐ ※暗い表情で一人離れて作業をする。
放 課 後	☐ 衣服が汚れていたり、すり傷や鼻血の跡があつたりする。 ☐ いつも仲間に使い走りをさせられている。 ☐ 下校の際、他の子の荷物を持たされている。 ☐ 急いで一人で帰宅する。 ☐ ※部活動に参加しなくなる。
所 持 品 服 装	☐ 教科書等にいたずら書きされている。 ☐ 持ち物・靴・傘などを隠される。 ☐ ※高価な物を学校に持ってくる。 ☐ ※人前に下着姿などで現れる。 ☐ 刃物など危険な物を持つ。 ☐ ※異装・異髪をしてくる。
その他	☐ 日記・作文・絵画などに気に掛かる表現が表れる。 ☐ 教材費などの提出が遅れる。 ☐ ※校則違反・万引きなどの問題行動を行う。

※印 … 無理にやらされている可能性のあるもの

“家庭における“いじめ発見のチェックポイント

項 目	観察の視点（特に、変化のあったときに注目する）
衣 服 所 持 品	☐ 衣服が汚れたり、破れたりしている。 ☐ 学用品や所持品の紛失が頻繁にある。 ☐ 教科書・ノートなどに落書き・破損がある。
身 体	☐ 身体に傷やアザ、鼻血の跡がある。 ☐ 食欲がなくなる。 ☐ 頭痛・腹痛・吐き気・不眠などを訴える。
情 緒	☐ 表情が暗くなり、親と視線を合わせるのを避ける。 ☐ 口数が少なくなり、学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ イライラしたり、おどおどしたりしている。 ☐ 特定の友人に強い憎しみを持つようになる。
行 動	☐ 夜や休日に呼び出されるようになる。 ☐ 隠れてコソコソ電話をかける。 ☐ 親や家族に乱暴したり、口答えたりする。 ☐ 外で遊ばなくなり、部屋に閉じこもる。 ☐ 電話のベルにおびえる。 ☐ ナイフなどを隠し持つことがある。 ☐ 余分な金品を要求する。 ☐ 財布などから金を抜き出す。 ☐ 品物を頻繁に買う。 ☐ ※問題行動をするようになる。 ☐ ※異装・異髪をするようになる。 ☐ 欠席や遅刻をしたがる。 ☐ 理由を言わずに早退してくる。 ☐ 「学校が面白くない。」などと訴える。 ☐ 学習意欲がなくなり、忘れ物が多くなる。 ☐ 「転校したい。」「学校をやめたい。」などと言う。
そ の 他	☐ 不審な電話がかかってくる。 ☐ 見かけなかった友人がよく訪ねてくる。 ☐ いやがらせの手紙や紙切れがある。

※印 … 無理にやらされている可能性のあるもの